

神奈川労働局発表 平成 22 年 9 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 2 0 分 解 禁

担 当	神奈川労働局 職業安定課長 北澤 利文 職業安定監察官 山城 章 電話 045-650-2800
--------	---

新卒者支援施策の更なる充実について 【新卒応援ハローワークにおける支援などを開始】

今春卒業の新卒者の就職環境は厳しく、就職が決まらないまま卒業した学生・生徒の皆様が一日でも早く就職を実現できるよう、就職支援をさらに充実させる必要があります。

また、来春卒業の新卒者についても引き続き厳しい状況が予想されることから、早期に内定が得られるよう強力に就職支援に取り組んでいく必要があります。

このため、神奈川労働局としては、本日閣議決定された「経済対策」に基づき、新卒者に対するきめ細かな就職支援を集中的に実施し、将来ある新卒者の就職の実現に全力で取り組んでまいります。(詳細は別紙参照)。

神奈川労働局職業安定部職業安定課

新卒者雇用に関する緊急対策

【別紙】

○「ジョブサポーター」を倍増し、きめ細かな支援を行います！

【8月31日から増員開始】

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」（928人）を倍増し、中小企業と新卒者等とのマッチングに集中的に取り組みます。

※ ジョブサポーターとは・・・？

ハローワークの窓口において、また、高校・大学等に出向き、学生・生徒への就職活動の相談、職業適性検査の実施、就職活動についてのセミナーの実施などの就職支援を行います。また、企業を訪問しての求人開拓、地域の中小企業と新卒者等とのマッチングを行います。

○ 各都道府県に新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」を設置します！

【予備費使用の閣議決定後実施】

全都道府県労働局に、新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして、「新卒応援ハローワーク」を設置し、大卒就職ジョブサポーターによる就職支援を行います。

※ 「新卒応援ハローワーク」とは・・・？

大学等の卒業年次の在学生及び卒業後3年以内の既卒者等を対象に、求人情報の提供、職業相談、職業紹介をはじめ、就職までの一環した担当者制の支援、臨床心理士による心理的サポート、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」や「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」の活用促進、短期のインターンシップ機会の提供を行います。

○ 臨床心理士等による心理的サポートを行います！

【予備費使用の閣議決定後実施】

ハローワークが行う面接会や、「新卒応援ハローワーク」において、内定を得られず心理的な問題を抱える新卒者等に対し、臨床心理士等がそのサポートを行います。

○「新卒者就職応援本部」を設置し、地域の実情を踏まえた就職支援を実施します！

【予備費使用の閣議決定後実施】

全都道府県労働局に、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」を設置し、地域の実情を踏まえた就職支援を行います。

○ 既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金を創設します！

【予備費使用の閣議決定後実施】

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給します。

【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用移行から3か月後に50万円支給】

○ 新卒枠で既卒者を採用する企業への奨励金を創設します！

【予備費使用の閣議決定後実施】

卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給します。

【正規雇用から6か月経過後に100万円支給】

○ 未内定者・既卒者を対象に、短期のインターンシップ機会を提供します！

【予備費使用の閣議決定後実施】

未内定者や卒業後3年以内の既卒者を対象に、ハローワーク及び新卒応援ハローワークにおいて、短期（最長1か月）のインターンシップ機会を提供します。

○ 「青少年雇用機会確保指針」を改正し、「卒業後3年間は新卒扱い」を盛り込みます！

【改正内容について検討中】

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し、卒業後3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、既卒者の新卒枠での採用が促進されるよう経済団体等に要請します。

※このほか、大学等とハローワークの一体的就職支援（面接会の共催等）、大学等の就職支援担当者向けメルマガの発行、大学等の就職保護者等関係者への啓発文等の送付による働きかけの実施、新卒者に対する地域の中小企業PR（地元企業を活用した高校内企業説明会の実施等）などに取り組みます。